

令和 6 年

行方市農業委員会

第 8 回総会会議録

(令和 6 年 7 月 2 5 日)

令和6年7月25日 行方市農業委員会第8回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第55号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第56号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第57号	現況証明願について
議案第58号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第59号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第35号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第36号	令和7年度国・県農業施策に関する意見集約について
報告第37号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第38号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第39号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川 栄	3番 近藤芳子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文	10番 本澤 政雄
11番 風間 啓次	12番 根本 正義	13番 小沼 正二
14番 大久保 正一	15番 郡司 正彦	16番 椎名 勇
17番 高塚 利英	18番 根崎 和枝	19番 清水 量

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市也
4番 宮内 正美	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 石間 信一	8番 日下 正之	9番 吉田 正弘
10番 大原 富士男	11番 横田 俊信	12番 鈴木 喜昭
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 関口 順一		

3 本日の欠席委員

9番 内藤 宏一

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

(開会宣言) 午後 3時00分
(議長選出)

事 務 局	議長選出について、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いします。
議 長	(委員の出席状況) それでは、令和6年度行方市農業委員会第8回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しております。
議 長	(会議録署名人の指名) 日程第1、会議録署名人の指名について。 議長において次のように指名をいたします。 5 番橋本清委員 6 番平塚実委員。
議 長	(書記の任命) 日程第2、総会書記任命については、事務局、稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。
議 長	(会期の決定) 日程第3、会期の決定について、本総会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員	異議なし。(全員一致)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
議 長	(経過報告) 日程第4、経過報告について、事務局より説明願います。
事 務 局	私のほうから経過報告に基づきまして報告をさせていただきます。 先月の第7回総会後の報告をさせていただきます。 まず、6月27日、北浦庁舎において開催されました行方市農業振興地域整備促進協議会、6月28日の茨城県市町村会館において開催されました茨城県農業会議総会及び第2回理事会、茨城県農政活動推進本部第116回代議員総会へ高塚会長に出席いただいています。 続きまして、7月5日に農業委員会行方地域協議会の視察研修に高塚会長、椎名代理、小沼農政部会長、根本農地部会長の出席の下、道の駅常総、有限会社NKKアグリドリームでの研修のほうが開催されております。 続きまして、7月8日でございます。レイクエコーで開催されました霞ヶ浦北浦治水利水環境促進同盟会、続きまして、7月9日、潮来市で開催されました行方地域農業振興協議会が、高塚会長出席の下、会議が開催されております。 続きまして、7月5日から12日にかけてでありますけれども、麻生地区の地域計画策定に向けての座談会が、各地区の農業委員さん、推進委員さん出席の下、開催されております。今後、北浦地区、玉造地区で開催予定でございます。 また、令和6年度農地パトロールが、地区農業委員及び推進委員の出席の下、7月

		17日から実施されており、7月17、18、19、23が麻生地区、7月22、23、24が北浦地区において実施されております。玉造地区については、7月29、30に実施予定でございます。 そして本日の第8回総会ということになります。 以上でございます。
議	長	ありがとうございました。
		(議案の審議)
議	長	それでは、本日の議事は、別紙議事日程表のとおりでございます。
		(議案第55号)
議	長	日程第5、議案の審議に入ります。
		議案第55号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局		議案第55号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年7月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては、第1項から第11項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第1項から第11項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。
2	番	2番、谷田川です。第1項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、潮来市在住、会社役員の男性です。渡人は同じく潮来市在住、無職の男性です。2人の関係は親子となります。申請事由については、農業経営の規模拡大を図るため、区分については、贈与による所有権の移転です。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。19番、清水委員。
1 9	番	19番、清水です。2項の調査報告をいたします。 この調査には、本澤・近藤両委員さん、大原・横田両推進委員さんの協力をいただいております。

		譲受人は、市内三和に在住する64歳の方であります。農業をしている方です。譲渡人は、市内三和に在住する83歳の方で、2人は親子の関係ということでございます。申請事由なんですが、母が老齢となり、息子さんが母に代わって農業経営をすることになったということで、贈与により所有権の移転をしたいというものであります。農機具等もそろっておりまして、問題のないものというふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。4番、茂木委員。
4	番	4番、茂木です。3条3項について調査報告します。 調査には、横瀬委員、石間推進委員の協力をいただきました。 受人は、行方市在住、55歳男性、会社員兼農業の男性です。渡人は、行方市在住、81歳男性です。2人の関係は親子です。田、水稻、レンコン、9,666平米、畑、ジャガイモ、露地野菜、1万6,216平米を作付しています。申請事由は、農業経営の安定のため。区分は贈与による所有権の移転です。農業日数も150日以上、農機具もそろっており、今回権利を設定しようとする土地は自宅から車で5分ほどの距離です。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。16番、椎名委員。
1	6	16番、椎名です。第4項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は、行方市南在住、68歳、農業の男性です。渡人は、鹿嶋市宮中の破産管財人の弁護士です。申請事由は、農業経営の規模拡大、区分は、売買による所有権の移転です。昨年頼まれて、この田んぼを作り始め、今年3月に破産手続開始決定があり、受人のところを買ってくれないかという話があったそうです。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議	長	次に、５項、６項、７項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１１番、風間委員。
１	１番	１１番、風間です。５項、６項、７項は関連がありますので、一括での報告といたします。 今回の調査は、根崎委員さん、推進委員の関口・石田委員さんと共に調査してまいりました。 ５項、６項、７項の譲受人は、市内芹沢地区在住、７０歳、農業の男性です。５項の譲渡人は、市内玉造甲地区在住、３７歳、無職の男性、６項の譲渡人は、つくば市在住、５２歳、団体職員の男性、７項の譲渡人は、市内玉造甲地区在住、４２歳、会社員の男性です。申請事由は、新規就農のための売買による所有権移転となります。通作距離は２．５キロ、車で７分、農機具もそろい、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、５項、６項、７項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、８項の調査員より調査の報告を求めます。７番、横瀬委員。
７	番	７番、横瀬です。 調査については、茂木委員、石間推進委員と共に調査してまいりました。 受人は、５７歳、同市山田に在住する農業の男性です。家族４人、研修生３人でレンコン、葉ショウガ等、２町３反ほど営農する専業農家です。渡人は、潮来市に在住する６６歳の女性です。申請事由は、規模拡大、経営の安定を図るためです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議をよろしく願います。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、８項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、９項の調査員より調査の報告を求めます。６番、平塚委員。
６	番	６番、平塚です。第９項の調査報告をいたします。 この調査には、橋本委員と、宮内・内山両推進委員のご協力をいただきました。 譲受人は、市内四鹿在住、７０代の農業の方です。譲渡人は、東京都町田市在住、３０代の会社員の方です。申請事由は、議案書のとおり農業経営規模拡大のための売買による所有権移転です。当該申請地は、行方市井貝で、県道水戸鉾田佐原線の四鹿坂下の信号北付近を西に１．５キロほど向かった辺りです。当該土地は、以前から受人が借りて耕作していた水田で、渡人が昨年相続したものの、必要性が見出せず、受人に譲ることになったそうです。面積は１，６１９平米で、取得後の経営

議 全 議	長 員 長	面積は田畑合わせて1万8,703平米です。通作距離は車で約5分ほどです。受人は農機類もそろっており、必要書類も添付され、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
		調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
議 1 2	長 番	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
		次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。12番、根本委員。
		12番、根本です。3条第10項についてご報告いたします。なお、本件は、大久保委員、吉田・日下両推進委員の協力の下に調査してまいりました。 譲受人は、市内行戸区在住、48歳、農業の男性、売渡人は、同じく行戸区在住、63歳、無職の男性。土地は、行戸区の畑1,932平方メートル及び地目山林、現況畑の570平方メートル、計2,502平方メートルで、区分は売買による所有権移転であります。申請事由は、売渡人からの要望と農業経営の安定ということであります。土地は、譲受人の農地と隣接し、長年にわたり賃貸借で耕作していたもので、譲渡人が病気になり、後継者もないことから、引き受けてほしいと依頼されたそうであります。譲受人は、現在家族4人で、カンショ、水稻等を3.5ヘクタール経営しており、農機具も全てそろっていますので、許可することに何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議 1 4	長 番	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。14番、大久保委員。
		14番、大久保です。3条11項について調査報告いたします。 この案件は、根本委員、日下・吉田両推進委員の協力を得ました。 譲受人の方は、市内小幡在住の40歳代の男性の方、渡人の方は、市内行戸在住の60歳代の無職男性の方です。受人夫婦と両親と4人で、田畑合わせて462アールにカンショ、水稻を栽培する専業農家の方です。申請事由は、記載のとおり、譲渡人の要望及び農業経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権移転になります。従事日数も年間300日と要件を満たしており、農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
		調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 全 議	長 員 長	異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。

		(議案第56号)
議	長	次に、議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年7月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。 案件につきましては、第2項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。
1 1 番		11番、風間です。1項の調査報告をします。この調査も、根崎委員さん、関口・石田推進委員さんと共に調査してまいりました。 譲受人は、東京都にある太陽光発電設備の法人代表の男性です。譲渡人は、市内八木蒔地区在住、66歳の男性です。申請事由については、記載のとおりで、太陽光発電設備の設置での所有権移転となります。場所は、国道355号線沿いの歯科医療機器製造会社の右側となります。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。
1 3 番		13番、小沼です。 この調査には、麻生・太田4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市麻生、32歳の男性の方。譲渡人は、行方市麻生、82歳の男性の方です。2人の関係は孫になります。申請理由は、自己用住宅、区分は、使用貸借権の所有権移転です。現住所が住宅が老朽化しているので、分家して新しい住宅を建築したいとのことです。事業計画書、見積書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願います。
議	長	調査の結果は関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第57号)
議	長	次に、議案第57号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説

事務局	明願います。 議案第57号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和6年7月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。 案件につきましては、第2項までとなっております。 事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査委員より調査の報告を求めます。5番、橋本委員。
5番	5番、橋本です。1項の調査報告をします。 なお、この調査には、平塚委員、宮内・内山両推進委員様の協力の下、現地確認をしました。 申請人は市内白浜在住の50歳代の会社員の男性です。申請事由は、地目変更登記のための非農地証明の交付となります。申請地は白浜愛宕神社付近の土地です。面積は964平米の水田です。現地を確認したところ、約20年前から耕作しておらず、篠、雑木が生い茂り、農地に復元するのは極めて困難な状況と判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。以上。
議長	調査の結果は、農地に戻すことは困難ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員 異議なし。（全員一致）
議	長 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
議長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。4番、茂木委員。
4番	茂木です。2項の調査報告をします。 この案件については、横瀬委員、石間推進委員と調査してまいりました。 申請人は、81歳男性です。行方市繁昌に在住しています。申請事由につきましては、地目変更の登記のため非農地証明の交付になります。繁昌、田、6筆、1、844平米、畑、2筆、683平米、この田畑8筆は30年放置のままで原野化しており、農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議長	調査の結果は、農地に復元することは無理ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員 異議なし。（全員一致）
議	長 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
	（議案第58号）
議長	次に、議案第58号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	議案第58号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、別紙

		のとおり推薦を求められたので提案する。令和6年7月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
		別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。
		行方市長より農業委員会 会長宛てに推薦の依頼がありました。この申請書ののとおり、行方市小貫在住の農業後継者となります。以上です。
議	長	1項ごとに審議をいたします。
		1項の調査委員より調査の報告を求めます。10番、本澤委員。
1	0	番
		10番、本澤です。第1項の調査結果について報告いたします。
		申請人は、市内小貫在住、24歳の男性です。本年度1月から、4年間勤務をいたしておりました会社を辞めて、家業である実家の農業に就農をいたしました。現在は、施設園芸で大葉を栽培しております。将来は、施設の拡大、露地野菜を組み合わせ大規模農業を目指したいと、活気盛んな好青年でした。調査の結果、なめがた新規就農活力応援補助金交付に推薦することに何の問題もないと調査してまいりました。皆様の審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、推薦することに何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。
		（議案第59号）
議	長	次に、議案第59号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第59号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和6年7月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
		別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。
		行方市長より行方市農業委員会 会長宛てに促進計画（案）に関わる意見を求められております。計画（案）は令和6年9月1日新規の4件、12筆、2万4,465平米となります。詳細につきましては、次のページ、一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。
		（報告第35号）
議	長	次に、報告案件に入ります。報告第35号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を、事務局より説明願います。
事	務	局
		報告第35号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について、下記のとおり

		り報告する。令和6年7月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 こちら、玉造地内の田1筆で、仮登記年月日が令和6年6月20日、仮登記内容としまして、令和6年6月19日売買、農地法第5条許可条件付きの所有権移転となっております。以上です。
議 8	長 番	それでは、1項の調査委員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。 8番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。 この案件には、農業委員の郡司さんに同行していただきました。 譲受人は、行方市玉造地内で不動産業を営む男性です。譲渡人は、石岡市に住む女性の方です。仮登記年月日は令和6年6月20日、仮登記内容は農地法5条許可の条件付き仮登記です。場所は玉造高須地区のホームセンター裏になります。転用許可申請時には、一般基準である申請目的が確実に再現されるか、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないか、慎重に見守っていきたいと思います。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	ただいまの報告につきまして、質疑を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。古渡委員には、引き続き監視指導をよろしくお願ひをいたします。
		（報告第36号）
議 事 務 局	長	報告第36号 令和7年度国・県農業施策に関する意見集約についての件を、事務局より説明願ひます。 報告第36号 令和7年度国・県農業施策に関する意見集約について、下記のとおり報告する。令和6年7月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 別紙資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。 こちらは、委員の皆様より6月中にご意見をいただきまして、そちらを基に、先月、農政部会で協議を行いまして、国と県に分けてまとめたものとなります。これらの意見・要望につきましては、今後、今月末までに茨城県農業会議のほうに報告させていただく予定となっております。市に対する意見・要望につきましては、改めて意見集約を行い、農政部会で協議させていただきまして、行方市長へ要望書を提出する予定で考えております。以上です。
議 1 3 番	長 番	ただいま事務局の説明ありましたが、この件につきましては、先月、農政部会を開催しております。ここで小沼農政部長より報告を求めます。 13番、小沼です。では報告します。 令和7年度国・県農業施策に関する意見集約について報告をいたします。6月26日に開かれました農政部会において協議された内容について報告いたします。 まず、農地の保全と有効利用対策につきましては、農地の保全、遊休農地、耕作放棄地の解消対策として、中間管理事業を強力に推進し、地域計画へ反映させることを求める意見が出されました。次、担い手・経営対策につきましては、国際情勢の不安による肥料・飼料の価格高騰に伴う負担軽減の策の実施を求める意見、経営所得安定対策を求める意見、また認定農業者、後継者、新規就農への育成、支援対策を

議 全 議	長	求める意見や、婚活事業の実施を求める意見が出されました。次は、農業委員会組織対策につきましては、地域計画の策定により農業委員会組織の事業量、業務量が増加することから、支援対策強化を求める意見が出されました。基本農政の確立対策につきましては、鳥獣害が年々増加しているため、より一層の鳥獣害対策強化を求める意見が多く出されました。以上、報告をいたします。
	員	ただいま小沼農政部会長から報告について、質疑を求めます。ご異議ございませんか。
	長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。
議 事 務 局	長	（報告第３７号）（報告第３８号）（報告第３９号） それでは、次に、報告第３７号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第３８号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第３９号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上報告案件について、一括して事務局より説明願います。
	事 務 局	報告第３７号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和６年７月２５日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 こちらは相続により所有権を取得された方９名の届出の一覧となります。ご確認ください。
	事 務 局	続きまして、報告第３８号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について報告する。令和６年７月２５日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 こちらは合意解約により貸借権を解約した通知５件の一覧となります。ご確認いただきたいと思います。 続きまして、報告第３９号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和６年７月２５日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 こちらは先月提出いただきました活動報告を集計したものとなります。こちらもご確認をお願いします。以上です。
議 全 議	長	報告案件についての質疑を求めます。ご異議ございませんか。
	員	異議なし。（全員一致）
	長	それでは、異議なしと認めます。
議		（閉会宣告） 午後 ３時３８分
	長	これにて、本総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。よって、第８回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。